

報 道 資 料

令和 6 年 9 月 2 5 日
総 務 部 法 務 文 書 課
県政情報公開係 石河、金山
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第 2 9 3 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 3 0 0 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和 6 年 9 月 2 5 日
- ◎ 実 施 機 関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：女性公安委員の任命に向けた取り組み状況が分かるもの。（男性で構成される公安委員会は、幼児のおむつを交換する行為が道路交通法施行令第 2 6 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の幼児用補助装置に係る義務の免除規定に該当しないと判断しているが、女性の視点があれば異なる判断をした可能性がある。）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

行政文書の不存在

審査請求人は、「女性公安委員の任命に向けた取り組み状況が分かるもの。（男性で構成される公安委員会は、幼児のおむつを交換する行為が道路交通法施行令第 2 6 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の幼児用補助装置に係る義務の免除規定に該当しないと判断しているが、女性の視点があれば異なる判断をした可能性がある。）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

実施機関は、公安委員の任命については、警察法（昭和 2 9 年法律第 1 6 2 号）第 3 9 条において、都道府県知事が都道府県の議会に同意を得て任命することとされているが、実施機関において女性公安委員の任命に向けて取り組むことを義務付けた法令等の規定はない旨主張している。

しかしながら、女性公安委員の任命に向けて取り組むことを義務付けられていないものであっても、実施機関において、女性公安委員の任命に向けた取組を行い、それが「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するのであれば、開示対象文書となるものである。

そこで、本件開示請求のあった平成 2 9 年以降において、女性公安委員の任命に向けて実施機関で独自に取組がなされていたかどうかについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、行政委員会の中には委員選任の基本方針を定め、女性委員の確保に努める規定を設けているところもあるものの、公安委員会については女性委員の選任に関する規定自体がないとのことであった。なお、本県での女性として初めての公安委員の就任は、平成 3 0 年 1 0 月であり、その後、当該委員は公安委員長としても就任しているが、任命当時の議事録等についても確認したところ、特に言及された記録もなかったとのことであった。

これらのことから、本件対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測される特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できる。

2 事案の経緯

①	開示請求	平成29年12月20日		
②	決定請求	平成30年1月4日	付けで不開示決定	
③	審査請求	平成30年3月31日		
④	諮問	平成30年5月1日		
⑤	経過	令和6年1月26日	第272回審査会	審議
		令和6年3月11日	第273回審査会	審議
		令和6年5月10日	第274回審査会	審議
		令和6年6月14日	第275回審査会	審議